

議案第17号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築基準法の改正に伴い、建築物に関する確認の申請等に対する審査手数料の額を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に、「審査（以下）」を「審査又は建築物の計画（同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これらを）」に、「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に改め、同表13の項中「11,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表16の項中「9,900円」を「12,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「15,000円」を「23,000円」に、「21,000円」を「29,000円」に改め、同表21の2の項中「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に改め、同表21の8の項中「11,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表21の11の項中「9,900円」を「12,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「15,000円」を「23,000円」に、「21,000円」を「29,000円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係）

事務	名称及び額					徴収 時期
都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 （平 成 24 年法 律第 84 号 ）第 54 条 第 1 項の 規定 に基 づく 低炭 素建 築物 新築 等計	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料					認 定 申 請 の と き。
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の 1 及び 2 に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、1 の建築物について別表第 1 の21の 2 の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表21の 3 の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 基について同表21の 4 の項又は21の 5 の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）を加えた額）					
	1	申	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）		5,800円	
	(2)	ア 住 宅 部 分 （ 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		11,300円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		23,800円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		52,800円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		94,700円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの		119,000円	

画の認定の申請に対する審査	(以下「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化	省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)	第1条第2項に定める住宅部分をいう。以下同				
---------------	-------------------------------	-------------------------------------	-----------------------	--	--	--	--

の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合してい	じ。		
	イ 非	当該部分の床面積の合計が300平	11,300円
	住宅	方メートル未満のもの	
	部 分	当該部分の床面積の合計が300平	19,500円
	(省	方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
	令 第		
	1 条	当該部分の床面積の合計が1,000	31,600円
第1項各号に掲げる基準に適合してい	第 1	平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	項 第		
	1 号	当該部分の床面積の合計が2,000	94,300円
	に 規	平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	定 す		
る 非	住宅	当該部分の床面積の合計が5,000	149,000円
	部 分	平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
	を い	当該部分の床面積の合計が10,000	188,000円
う。	以下	平方メートルのもの	
	同		
	じ。		
)			

る こ と を 示 す 書 類 が 提 出 さ れ た 場 合				
2 1 以 外 の 場 合	(1) 一 戸 建 て 住 宅	誘導仕様基準	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
		(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円

			一 次 エ ネ ル ギ 一 消 費 量 に 関 する 誘 導 基 準 （ 令 和 4 年 国 土 交 通 省 告 示 第 1106 号 ） を い う 。 以 下 同 じ 。 ） に よ る 場 合		
		仕 様 ・ 計 算 併	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円	
		用 法 （ 住 宅 部 分 の 省 令 第 1 条 第 1 項 第 2 号 イ (1) の 外 皮 平 均 熱 貫 流	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円	

			率及び 冷房期 の平均 日射熱 取得率 （以下 この表 において「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この表にお		
--	--	--	--	--	--

			い て 「一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量」 と い う。) を 省 令 第 10 条 第 2 号 ロ (1) の 基 準 に よ り 評 価 す る 方 法 又 は 住 宅 部 分 の 外 皮 性 能 を 省 令 第 10 条 第 2 号 イ (1) の 基 準 に よ り 評 価 し、一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量		
--	--	--	--	--	--

			に 係 る 基 準 へ の 適 合 を 誘 導 仕 様 基 準 に よ り 評 価 す る 方 法 を い う。以 下 こ の 表 並 び に 別 表 第 3 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 30 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費		
--	--	--	--	--	--

			性能向上計画の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する		
--	--	--	--	--	--

			審査の 項にお いて同 じ。)の による 場合	
		標準計 算法	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
		(省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この表並びに別表第3建築物のエネルギー消費性能の向上等に	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円

			関する 法律第 30条第 1項の 規定に 基づく 建築物 エネルギー 消費性能 向上計 画の認 定の申 請に対 する審 査の項 及び建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に関 する法 律第31 条第1 項の規 定に基 づく建			
--	--	--	---	--	--	--

			建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項において同じ。) による場合	
(2) (1) 以外の建築物	ア 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
		による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
		仕様	当該部分の床面積の合計が	59,800円

				・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合	300平方メートル未満のもの の 当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	100,000円
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	175,000円
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	256,000円
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルのもの	304,000円
				標 準 計 算 法 に よ る 場 合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの の 当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	81,000円 135,000円
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	229,000円
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の	329,000円

		もの	
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルのもの	390,000円
イ 非 住宅 部分	モデル 建物 の	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のも の	102,000円
	(一) 次エ ネル ギー	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	129,000円
	消費 量の 算出	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	171,000円
	に用 いる べき 標準	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	276,000円
	的な 建築 物及 び省	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	361,000円
	令第 10条 第1 号イ (1)の 屋内 周囲	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルのもの	434,000円

	空間 の年 間熱 負荷 (以 下こ の表 にお いて 「屋 内周 囲空 間の 年間 熱負 荷」 とい う。) の 算出 に用 いる べき もの とし て国 土交 通大 臣が	
--	---	--

定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表並びに別表第3建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律第30条

第 1	項 の	規 定	に 基	づ く	建 築	物 エ	ネ ル	ギ ー	消 費	性 能	向 上	計 画	の 認	定 の	申 請	に 対	す る	審 査	の 項	及 び	建 築	物 の	エ ネ	ル ギ	ー 消	費 性	能 の	向 上
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

				等 に 関 す る 法 律 第 31 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 変 更 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査 の 項 に お い て 同			
--	--	--	--	---	--	--	--

					じ。 ）に よる 場合		
					標準 入力 法等	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	266,000円
					（実 際の 設計	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	334,000円
					仕様 の条 件を 基に	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	431,000円
					算定 した 一次 エネ	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	615,000円
					ルギ ー消 費量 及び	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	758,000円
					屋内 周囲 空間 の年 間熱 負荷 を用	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルのもの	896,000円

					いて 評価 する 方法 をい う。 以下 この 表並 びに 別表 第3 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 30 条 第 1 項 の 規 定 に 基				
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

					づく 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査 の 項 及 び 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 第			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料				変更認定申請のとき。	
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表21の3の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）を加えた額）					
	1	(1) 一戸建て住宅				4,100円
	申請に併せて適合性確認機関が作成	(1) 以外建築物	ア 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		16,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		37,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		66,500円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの		83,500円
		イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	13,800円		

した 都 市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 第 54 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ	方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円

					る基準に適合していることを示す書類が提出された場合
2	(1)	誘導仕様基準	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
1	一	様基準			
以外	戸建	による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	

の 場 合	て 住 宅	仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
		標 準 計 算 法 に よ る 場 合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
	(2) (1) 以 外 の 建 築 物	ア 住 宅 部 分	誘 導 仕 様 基 準	当該部分の床面積の合計が26,800円
			に よ る 場 合	300平方メートル未満のもの
			に よ る 場 合	当該部分の床面積の合計が46,500円
			に よ る 場 合	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			に よ る 場 合	当該部分の床面積の合計が84,800円
			に よ る 場 合	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
		仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合	当該部分の床面積の合計が127,000円	42,000円
			5,000平方メートル以上のもの	
			当該部分の床面積の合計が70,500円	
			300平方メートル未満のもの	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	

				合	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	122,000円
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	179,000円
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルのもの	213,000円
				標準 計算 法に よる 場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のも の	56,800円
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	94,600円
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	161,000円
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	231,000円
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルのもの	273,000円
				イ 非 住宅	モデル建 当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のも	71,600円

部 分	物 法 の に よ る 場 合		
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 2,000平方メートル未満の もの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 5,000平方メートル未満の もの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 10,000平方メートル未満の もの	253,000円
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルのもの	304,000円
	標 準 入 力 法 等 に よ る 場 合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のも の	186,000円
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	234,000円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 2,000平方メートル未満の もの	301,000円

				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	430,000円
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	531,000円
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルのもの	627,000円

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が1である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、この表の都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項1の(1)若しくは2の(1)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項1の(1)若しくは2の(1)に掲げる額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収 時期
建築物の エネルギー 消費性 能の 向上	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料 仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額（建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。）は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に	確認 申請 又は 計画 通知 の と き。

等に関する法律 (平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査	掲げる額		
	1 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円
		当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円
		当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円
	2 一戸建て住宅以外の住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円
		当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円
		当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円
		当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円
		当該住宅の床面積の合計が1,000平方メートルを超え	31,300円

（特 定建 築行 為が 建築 物の エネ ルギ ー消 費性 能の 向上 等 に 関す る法 律施 行規 則 （平 成28 年国 土交 通省 令第 5号 ）第 2条 第1 項第	2,000平方メートル以内のも の		
	当該住宅の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のも の	50,100円	
	当該住宅の床面積の合計が 5,000平方メートルを超える もの	68,900円	

1号 に該 当す る場 合に 限 る。)					
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				計画 提出 又は 計画 通知 のとき。
1	計	(1) 一戸建て住宅		5,800円	
画	提	(2) ア 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
出	又		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円	
は	計		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円	
画	通		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円	
知	に		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円	
併	せ				
て	建				
築	物				
の	エ				
ネ	ル				
ギ	ー				
消	費				
性	能				
の	向				
上	等				
等	に				
関	関				
す					
る					
法					
律					
第					
11					
条					
第					
1					
項					
又					
は					
第					
12					
条					
第					
2					
項					
の					
規					
定					

に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定	す る 法 律 第 10 条 第 1 項 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 と し て 区 長 が 定 め る の が 提 出 さ れ た 場 合			当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	148,000円
			イ 非住宅 部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	11,300円
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの	19,500円
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	31,600円
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	94,300円
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	149,000円
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	188,000円
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	235,000円
			(1) 仕様基準又は誘導仕様 基準による	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	20,700円
				当該住宅の床面積の合計が	22,200円

合	戸	場合	200平方メートル以上のもの	
		建 仕様・計算	当該住宅の床面積の合計が	30,100円
		て 併用法（住	200平方メートル未満のもの	
		住 宅部分の外	当該住宅の床面積の合計が	33,200円
	宅	外皮性能を仕	200平方メートル以上のもの	
		様基準若し		
		くは誘導仕		
		様基準によ		
		り評価し、		
		住宅部分の		
		一次エネル		
		ギー消費量		
		を省令第1		
		条第1項第		
		2号ロ(1)若		
		しくは第10		
		条第2号ロ		
		(1)の基準に		
		より評価す		
		る方法又は		
		住宅部分の		
		外皮性能を		
		省令第1条		
		第1項第2		
		号イ(1)若し		
		くは第10条		
		第2号イ(1)		
		の基準によ		
		り評価し、		

			一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項及び建築物のエ		
--	--	--	---	--	--

			エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明の項において同じ。) による場合		
		標準計算法	当該住宅の床面積の合計が	40,200円	
		(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する	200平方メートル未満のもの		
			当該住宅の床面積の合計が	44,900円	
			200平方メートル以上のもの		

			方 法 を い う。以下こ の項、建 築 物のエネル ギー消費性 能の向上等 に関する法 律第11条第 2項又は第 12条第3項 の規定に基 づく建 築 物 エネルギー 消費性能確 保計画の変 更に係る建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定の項及び 建 築 物 の エ ネルギー消 費性能の向 上等に関す る法律施行 規則第13条 の規定に基 づく建 築 物 エネルギー		
--	--	--	---	--	--

			消費性能確保計画の変更が軽微な変更 に該当していることの証明の項において同じ。) による場合	
(2) (1) 以外の建築物	ア 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円

				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	256,000円
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	304,000円
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	354,000円
			標準計 算法に よる場 合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	81,000円
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	135,000円
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	229,000円
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	329,000円
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	390,000円
				当該部分の床面積の合計が	449,000円

		25,000平方メートル以上のもの	
イ 非住宅 部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下のみの場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円
ウ	モデル	当該部分の床面積の合計が	102,000円

イ 以 外 の 非 住 宅 部 分 の 場 合	建物法	300平方メートル未満のもの	
	(一次	当該部分の床面積の合計が	129,000円
	エネル	300平方メートル以上1,000平	
	ギー消	方メートル未満のもの	
	費量の	当該部分の床面積の合計が	171,000円
	算出に	1,000平方メートル以上2,000	
	用いる	平方メートル未満のもの	
	べき標	当該部分の床面積の合計が	276,000円
	準的な	2,000平方メートル以上5,000	
	建築物	平方メートル未満のもの	
う。建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に関 する法 律第11 条第2 項又は 第12条 第3項 の規定 に基づ	を用い	当該部分の床面積の合計が	361,000円
	て評価	5,000平方メートル以上	
	する方	10,000平方メートル未満のも	
	法をい	の	
	う。建	当該部分の床面積の合計が	434,000円
	築物の	10,000平方メートル以上	
	エネル	25,000平方メートル未満のも	
	ギー消	の	
	費性能	当該部分の床面積の合計が	509,000円
	の向上	25,000平方メートル以上のも	

				く建築 物エネ ルギー 消費性 能確保 計画の 変更に 係る建 築物エ ネルギー 消費 性能適 合性判 定の項 及び建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に関 する法 律施行 規則第 13条の 規定に 基づく 建築物 エネル			
--	--	--	--	--	--	--	--

					ギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明の項において同じ。）による場合	
				標準入力法等	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
				(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	758,000円

				適合性 判定の 項及び 建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律施 行規則 第13条 の規定 に基づ く建築 物エネ ルギー 消費性 能確保 計画の 変更が 軽微な 変更に 該当し ている ことの 証明の 項にお			
--	--	--	--	--	--	--	--

				いて同 じ。) による 場 合			
建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 11 条 第 2 項 又 は 第 12 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費 性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消 費性能適合性判定手数料の額は、次の 1 及び 2 に掲げる区分に応じ て、次に掲げる額						変 更 計 画 提 出 又 は 変 更 計 画 通 知 の と き。
費 性	1	変	(1) 一戸建て住宅			4,100円	計 画 通 知 の と き。
能 の	更	計	(2) ア 住宅部 分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000円		
向 上	画	提		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	16,700円		
等 に	出	又		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	37,000円		
関 す	は	変		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000平方メートル未満のも の	66,500円		
る 法	更	計		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	83,500円		
律 第	画	通		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも	103,000円		
11 条	知	に					
第 2	併	せ					
項 又	て	建					
は 第	築	物					
12 条	の	エ					
第 3	ネ	ル					
項 の	ギ	ー					
規 定	消	費					
に 基	性	能					
づく	の	向					
建 築	上	等					
物 エ	に	関					

エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	する法律第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として長定めるものが提出された場合		イ 非住宅部分	の	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
	2 1 以外 の建築物	(1) 一戸	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円

建て住宅	仕様・計算併用法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
	標準計算法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
(2) (1) 以外の建築物	ア 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		70,500円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		122,000円	
	当該部分の床面積の合計が		179,000円	

					5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	213,000円
					当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	248,000円
			標準計 算法に よる場 合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	56,800円	
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	94,600円	
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	161,000円	
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	231,000円	
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	273,000円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	314,000円	

		の	
イ	非住宅 部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
ウ イ 以外 の	モデル	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
	建物法	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
	による 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	

非 住 宅 部 分 の 場 合		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のも の	253,000円
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	304,000円
		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも の	357,000円
	標準入 力法等	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	186,000円
	による	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの	234,000円
	場合	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	301,000円
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	430,000円

					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	531,000円	
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	627,000円	
					当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	715,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表21の3の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）					認定申請のとき。
律第30条第1項の規定に基	1	(1) 一戸建て住宅				5,800円	
併	申請	(2)	ア	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		11,300円	
		(1)	イ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		23,800円	
		以外	住宅	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの		52,800円	
		の	部				

づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 の認 定の 申請 に対 する 審査	せ て 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 する 法 律 第 30 条 第	建 築 物	分	トル以上5,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円
		イ 非 住 宅 部 分	分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円

	1 項 各 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 と し て 区 長								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

が定めるものが提出された場合							
	2 1 以外 の 場 合	(1) 一 戸 建 て 住 宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	20,700円		
				当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	22,200円		
			仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	30,100円		
				当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	33,200円		
			標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	40,200円		
				当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	44,900円		
			(2) (1)	ア	誘導仕様基準による場	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	38,700円

以 外 の 建 築 物	住 宅 部 分	合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	183,000円
	仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	59,800円
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	256,000円
			当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	304,000円
			当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	354,000円

	標準計算法 による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	390,000円
		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	449,000円
	イ 非 住 宅 部 分	モデル建物 法による場合 当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
		当該部分の床面積の合計が	276,000円

					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円

				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	896,000円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも の	1,020,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に基	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表21の3の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）				変更認定申請のとき。
31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に併せて建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に基	1	(1)	一戸建て住宅		4,100円	
		(2)	ア	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
		(1)	イ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円	
			ロ	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円	
			ハ	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円	

ギー 消費 性能 向上 計画 の変 更の 認定 の申 請に 対す る審 査 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 30 条 第 1 項 各		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円
	イ 非 住 宅 部 分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円

号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定め

る も の が 提 出 さ れ た 場 合						
	2 1 以 外 の 場 合	(1) 一 戸 建 て 住 宅	誘導仕様基準に よる場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	14,300円	
				当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	15,100円	
			仕様・計算併用 法による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	21,100円	
				当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	23,300円	
			標準計算法によ る場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	28,300円	
				当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	31,500円	
		(2) (1) 以 外 の	ア 住 宅 の 部	誘導仕様基 準による場 合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	26,800円
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	46,500円

建 築 物	分		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	127,000円
	仕様・計算 併用法による 場合		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	42,000円
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	70,500円
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	122,000円
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	179,000円
			当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	213,000円
			当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	248,000円
	標準計算法 による場合		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	56,800円
			当該部分の床面積の合計が	94,600円

		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円
イ 非 住 宅 部 分	モデル建物 法による場 合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が	253,000円

		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	304,000円
		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	357,000円
	標準入力法 等による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	186,000円
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	531,000円
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	627,000円

					の		
					当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	715,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					交付申請のとき。
1	申請併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に	(1)	一戸建て住宅			4,100円	
		(2)	ア 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000円		
		(1)		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円		
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円		
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,500円		
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	83,500円		
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	103,000円		

能確 保計 画の 変更 が軽 微な 変更 に該 当し てい るこ との 証明	掲げ る軽 微な 変更 に該 当し てい るこ とを 示す 書類 とし て区 が 定 め る の が 提 出 さ れ た 場 合		イ 非住宅 部 分	の	
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000円
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの	13,800円
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	22,200円
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	66,100円
				当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000平方メートル未満のも の	104,000円
				当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	132,000円
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも の	165,000円
2	1 以 外 の 場 合	(1)	仕様基準又 は誘導仕様 基準による 場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	14,300円
				当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	15,100円
			仕様・計算	当該住宅の床面積の合計が	21,100円

て 住 宅	併用法によ る場合		200平方メートル未満のもの	
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	23,300円
	標準計算法 による場合		当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	28,300円
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	31,500円
(2) (1) 以 外 の 建 築 物	ア 住 宅 部 分	仕様基 準又は 誘導仕 様基準 による 場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	46,500円
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のも の	127,000円
		仕様・ 計算併 用法に よる場 合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	42,000円
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	70,500円
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	122,000円
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上	179,000円

					10,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円
			標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円

イ	非住宅 部分の用途が工場等 のみの場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	132,000円
		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	165,000円
ウ イ 以外 の 非	モデル 建物法 による 場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が	119,000円
		当該部分の床面積の合計が	

住 宅 部 分 の 場 合		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円
	標準入力法等	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
	による	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
	場合	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
		当該部分の床面積の合計が	531,000円

				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	627,000円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	715,000円	

備考

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の項2の(2)のウ、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項2の(2)のウ又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明の項2の(2)のウに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によ

- って非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項2の(2)のイ又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項2の(2)のイに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の事務手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の項1の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の事務手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項1の規定により算出した額とする。
- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料（以下この

表において「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、当該共用部分は、非住宅部分として取り扱う。

- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項の規定により算出した額とする。
- 10 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の事務手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

- 11 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の事務手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- 12 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の項1の(1)若しくは2の(1)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項1の(1)若しくは2の(1)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項1の(1)若しくは2の(1)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項1の(1)若しくは2の(1)又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にあたることの証明の項1の(1)若しくは2の(1)に掲げる額とする。
- 13 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にあたることの証明手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の項2の(2)のイ、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項2の(2)のイ又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にあ

当していることの証明の項 2 の(2)のイに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。